那覇市と住宅金融支援機構が連携

令和7年10月版 www.flat35.com



【フラット35】地域連携型

※【フラット35】地域連携型とは、<mark>地域活性化等</mark>について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅 金融支援機構が連携し、**住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット** 35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

「那覇市都市景観形成助成金交付事業」 のご相談は

お問い合わせ先



那覇市役所 都市みらい部 都市計画課 な 098-951-3246

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構

カスタマーセンター

本 0120-0860-35(通話無料)

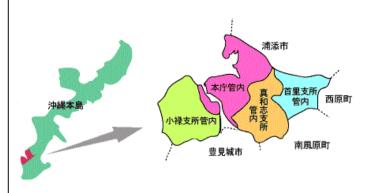
営業時間:9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土<mark>日</mark>も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、 次の番号へおかけください。

2 048-615-0420

(通話料金がかかります。)

那覇市



那覇市は、首里台地(標高165m)から東シナ海に面して、ゆるやかに傾斜した平野部を背景に、古くから港が整備されるなど、海外との交流拠点として、「琉球王国」文化が華ひらいた街です。2000年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として登録された世界遺産群のうち、首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園」があります。21世紀をむかえ、市民との協働のまちづくりや次代を担う子どもたちの育成を中心とした諸施策を展開し、風格ある県都としての新たな那覇市の実現をめざします。



【那覇市都市景観形成助成金】

都市景観形成地域(首里金城重点地区、龍潭通り重点地区、壺屋重点地区)において、都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為(助成対象行為)に係る経費の一部に対し、助成金を交付いたします。

<助成額>

助成対象行為に係る費用の合計の2/3以内かつ

1敷地内行為につき上限額100万円



住宅金融支援機構

【フラット35】地域連携型

地域活性化(景観形成)

当初 5 年間 年 0.25 % 金利引下げ



- ・那覇市都市景観形成助成金交付事業を利用して、 新築住宅を取得する者
- ・中古住宅の取得に併せて、那覇市都市景観形成助成 金交付事業を利用して改修工事を行う者

【フラット35】Sや【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ!

※【フラット35】S と【フラット35】子育てプラスの併用も可能



「那覇市都市景観形成助成金」

についてはこちら



那覇市で利用できる 【フラット35】地域連携型 についてはこちら



<注意事項>●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35】サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。●【フラット35】、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。●【フラット35】、子育てプラス等で金利の引下がの適用を希望に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。●【フラット35】、テ育でプラス等の金利引下がメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

● 外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

● 公式のは、「おりまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、」」

「フラット35】は、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、」」

「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、」」

「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対しまれば、「対